

■指針について

指針の内容についてのお問い合わせは、メールにて事務局までお問い合わせください。

E-mail : info-jses@convention.co.jp

*ロボット支援手術検討委員会にて確認させていただきますので、ご回答にお時間をいただくこともございます。ご了承ください。

■施設登録について

Q. 施設登録の診療科責任者は、会員である必要はありますか。

A. JSES 会員である必要はございません。ロボット支援手術の術前登録について、何らかの問合せが必要となった際にはご連絡させていただきます。

Q. 施設登録の診療科責任者は、教授であることが望ましいですか。

A. 術前症例登録について、責任をもっていただける方であれば教授である必要はございません。

Q. 当院の施設登録状況が分かりません。

A. メールにて事務局までお問い合わせください。

E-mail : info-jses@convention.co.jp

Q. 施設登録をしましたが、請求が来ません。

A. 施設登録だけでは、登録料はかかりません。術前症例登録を行われましたら、ご請求させていただきます（当会の会計年度を区切りとし次の時期に、臓器ごとの登録状況を確認して請求します）。1 臓器につき年に 1 回 5 万円の請求となります。

[請求書送付時期の目安（時期は前後する可能性あり）]

10 月～5 月頃までの術前症例登録・・・ 6 月頃のご請求

6 月～9 月頃までの術前症例登録・・・ 10 月頃のご請求

（当会の会計年度は、10 月 1 日～翌年 9 月 30 日となります。）

Q. 施設登録料の請求書が届きましたが、請求のない臓器があります。

A. ある時点までに NCD に登録された術前症例登録の情報をもとに請求書を送付いたします。上述のように請求書の送付を予定しておりますので、その時期の対象期間内に術前症例登録のなかった臓器は請求対象となりません。

Q. 消化器外科の胃・直腸で施設登録を既に行っています。膵切除で施設登録は必要ですか。

A. 新しい臓器の場合は、施設登録をお願いします。既にご登録された登録内容に変更がありましたら、事務局までお知らせください。

Q. 婦人科領域で術前症例登録を考えています。日本内視鏡外科学会の会員ではないのですが、施設登録および登録料の支払いは必要になりますか。

A. 術前症例登録は、日本内視鏡外科学会会員・非会員を問わず必要となりますので、順守をお願いいたします。会員・非会員を問わず、後日、日本内視鏡外科学会より請求書を送付いたします。

Q. 婦人科領域で術前症例登録をしましたが、施設登録を忘れてしまいました。日本内視鏡外科学会の会員ではありませんが、後から連絡が来るのでしょうか。

A. 施設登録をお忘れでも、術前症例登録をされた場合は、日本内視鏡外科学会より、請求書を送付いたします。その際、改めて施設登録のお願いのご連絡をさせていただきます。

■術前症例登録について

Q. 術前症例登録を忘れてしまった場合は、どうしたらよいでしょうか。

A. 本来は、遡り登録は不可です（別途、遡り登録可能期間を設けている場合は例外）。手術日当日までに必ず術前症例登録を完了してください。万が一、術前症例登録をお忘れの場合は、NCDへ問い合わせて、ご相談ください。

※術前症例登録を失念された施設様で、何度も続くような場合は、個別に施設診療科責任者様へ注意喚起のご連絡をさせていただき、ご注意事項をさせていただきます。

■プロクター認定制度申請について

Q. 推薦者は、プロクター認定されている先生に署名いただくのでしょうか。

A. 推薦者の資格ですが、プロクター認定資格の取得の有無は問いません。先生のロボット支援手術について、責任をもって推薦いただけるお立場の方であれば問題ありません。また、ロボット支援手術をされていない上長の方でも問題ありません。

Q. プロクター認定制度の申請書を提出しました。いつ認定されますか。

A. 申請受付期間および結果通知時期

3月～7月頃までの申請分：10月頃に通知

8月～10月頃までの申請分：1月頃に通知

11月～2月頃までの申請分：5月頃に通知

※受付期間および通知時期は、理事会が4月中旬/9月中旬/12月中旬に開催される場合の予定であり、実際には各年度によって異なりますので、ご注意ください。